

▶ 世界給与・賃金レポート 2024/2025

概要

2024 年 11 月

当文書は ILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：

[Executive summary of ILO publication: Global Wage Report 2024-25: Is wage inequality decreasing globally?](#)

Geneva: International Labour Office, 2024. © ILO

概要

▶ 第1部：賃金に関する最近の傾向

今回の世界賃金報告では、物価が一時期継続的に上昇し実質賃金の伸びはマイナスになっていたが、世界的な平均名目賃金の伸びが再び物価上昇を上回ったことが明らかになった。2023年以降はインフレが徐々に減速し、その傾向は2024年にさらに顕著になると見込まれている。なお、こうしたインフレ低減は世界中で地域ごとに異なる速さで起こっており、高所得国では物価上昇が際立って減速している一方で、多くの新興国・開発途上国ではインフレは緩和しているとはいえ依然として厳しい状況である。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行後に生じた力強い景気回復はインフレ抑制策を実施した影響で減速したが、その後世界の経済成長率は回復して2023年には3.3%となった。2024年にはわずかに減少して3.2%になると見込まれている。

世界の実質賃金上昇率は2022年にマイナス0.9%まで下落した後、2023年には回復して1.8%の上昇を記録した。急速な賃金上昇が世界の平均値に与える影響が大きい中国を除いて計算すると、2022年はマイナス1.5%、2023年は1.3%になる。実質賃金の上昇率は、G20のうち先進諸国と新興諸国の間で依然として顕著な違いが見られる。先進G20諸国では2年連続して実質賃金が減少したが（2022年にマイナス2.8%、2023年にマイナス0.5%）、新興G20諸国ではいずれの年も増加している（2022年に1.8%、2023年に6.0%）。

2024年上半期の速報値では、世界の実質賃金上昇率は2.7%を記録し、過去15年以上で最大となった。2024年の値は中国を除くと2.3%と推計されている。また、2024年の先進G20諸国における実質賃金上昇率は2年連続のマイナスの後プラスに転じて0.9%になり、新興G20諸国では5.9%の上昇を記録した。

地域別のデータを見ると、実質賃金の伸びが均等ではない状況が続き、アジア太平洋地域、中央・西アジアおよび東欧では平均賃金が他の地域よりも急速に上昇している。2022年の平均実質賃金は、アフリカ、アジア太平洋地域や中央・西アジアでのみ上昇したが、他の地域では全て低下し、東欧ではマイナス0.8%、北欧・南欧・西欧ではマイナス3.7%。2023年はほとんどの地域で再びプラスになったが、アフリカ、北部アメリカおよび北欧・南欧・西欧では上昇率はそれぞれマイナス2.4%、0.0%およびマイナス0.2%だった。2024年は状況に比較的動きがなかったアフリカおよびアラブ諸国を除く全ての地域で上昇し、最大で中央・西アジアの17.9%、最小でも北部アメリカで0.3%になった。

本報告書は、高所得国における1999～2024年の状況を平均すると、労働生産性が実質賃金よりも急速に上昇していることを明らかにしている（それぞれ29%と15%）。また、その差の大半が1999～2006年の間に生じており、その後は世界金融危機（2008～2009年）とコロナ禍の時期を除き並行に推移している。

2022年と2023年には例年よりも多くの国々で最低賃金の水準の見直しが行われ、最低賃金政策がインフレの上昇に広く対応していたことが示された。しかしほとんどの場合、最低賃金受給者にとって生活費の上昇を補うのに十分な対応ではなかった。160カ国のデータを分析したところ、60%近くの国々で2022年に最低賃金の額が改定されたが、それによって最低賃金の実質的な水準が改善されたのは全体の4分の1に過ぎなかった。2023年には、調査を行った国々の55%で最低賃金は実質ベースで上昇したものの、ほとんどの場合、その前2年間の減少を十分に補うほどではなかった。

経済的要因を考慮しつつ、低賃金労働者の購買力を守るために最低賃金の調整を行うことは、引き続き優先的に対応すべき課題である。この点はとりわけ重要であり、本報告書では、2021年と2022年の生活費危機において生活必需品・サービスの価格が平均消費者物価指数よりも急速に上昇し、そういった項目に所得の大部分を支出している低賃金労働者とその家族が中でも大きな影響を受けたことを確認している。

▶ 第2部：21世紀における労働所得格差の傾向

本報告書の第2部では、21世紀第1四半期の大半における賃金と労働所得の格差に関して、世界全体、地域別および国別の分析を行っている。「賃金」をベースにすると雇用されている労働者のみが関係することになるため、「労働所得」の考え方にに基づき、賃金労働者に加えて、労働力人口の約48%を占める非賃金労働者の収入も含めて分析する。世帯所得格差の縮小は、世界中で政策決定者の多くが目的としている。労働所得は世界でほとんどの世帯が主な生計の手段としており（世帯所得は、次の所得のうち1つまたは複数を含み得る：労働所得、投資所得（資産売却益や不動産賃貸益など）、社会保障給付、年金給付、退職所得、福祉給付金、その他各種の送金）、その格差は全体的な世帯所得の格差を決定する重要な要素である。本報告書の第2部では、まず賃金格差について詳細な調査を行った上で、分析の範囲を労働所得格差にまで広げる。本報告書で用いている格差を測るための指標は、低賃金労働者の割合とパルマ比率（格差を測る指標の1つ。ここでは、賃金分布における上位10%の時給総額を下位40%の時給総額で割った値を指す）に加えて、所得十分位比率に基づく4つの指標である。

世界各国で大きな賃金格差が根強く残る

本報告書では、82カ国（人口ベースで世界の賃金労働者の76%が含まれる）における時間給に関する最近の調査データを用いて、賃金格差の水準が国によって大幅に異なることを示しており、平均すると低所得国では賃金格差が最も大きく高所得国では最も小さい。こうした調査結

果は、賃金格差を別の指標で測った場合の結果とも一致している。低所得国では、時間給の中央値の2分の1にも満たない額しか受け取っていない賃金労働者は平均で全体のほぼ22%であるが、この割合は、低中所得国、高中所得国および高所得国になるとそれぞれ17%、11%および3%まで減少する。賃金分布のうち中上位層の者における賃金格差は、平均して下位層における格差よりも大きい。この結果は賃金格差の縮小に有効な政策が賃金分布における層ごとに異なる可能性があることを示しており、政策決定者にとって大きな意味を持つ。

各国の状況を所得水準別に分析すると、その全てにおいて女性とインフォーマル経済の労働者が賃金分布の下位層で過剰に大きな割合を占めており、その結果、低賃金労働者と分類される集団の中での割合も過剰に高い。移民労働者については、受入国の所得水準に応じて状況が異なっている。移民の賃金労働者は、高中所得国と高所得国では低所得の賃金労働者に占める割合が過剰に大きい。低所得国と低中所得国では賃金分布の上位層における割合が過剰に大きくなる。なお、本報告書で用いている統計では難民の状況が含まれず分析において考慮されていない可能性がある。また、低所得国と中所得国において、賃金労働者の低所得層ではインフォーマル労働者の割合が90%を超えているが、賃金労働者全体では49～75%となっている。なお、使用した調査結果のデータ上の制約のために、本報告書では高所得国におけるインフォーマル労働者に関する推計は行っていない。

賃金分布の十分位ごとに男女間の賃金格差について推計を行ったところ、全ての所得グループの国々で、また賃金水準の全ての階層にわたって、男性の収入が女性よりも高いことが明らかになった。低中所得国と高中所得国では、男女間の賃金格差は賃金分布の下位層（インフォーマル雇用の割合が高い低賃金の職業や部門で女性が雇用されている場合が多い）で大きく、上位層（高等教育を受けた少数の女性が、おそらくは賃金がより公平であることが多い公的部門で高賃金を得ている）で小さい。高所得国では、賃金分布のうち上位層よりも下位層で男女間の賃金格差が小さくなる傾向がある。

21 世紀に入って国内の賃金格差が縮小する傾向が拡大

本報告書では、72カ国（世界の賃金労働者の約73%が含まれる）における調査データを用いて、こうした国々の約3分の2で21世紀初頭以降は賃金格差が縮小してきていることが明らかになった。これは、格差を測る指標に何を用いても同様の結果が得られる。この縮小傾向は国の所得グループの全てにわたって一般的だが、低所得国と低中所得国ではより顕著になっている。縮小率の平均を年率換算で見ると、用いている指標によって、高所得国では0.7～0.3%、高中所得国では1.3～0.3%、低所得国では9.6～3.2%となった。低中所得国での変化はゼロ近辺であり、指標によって0.9%の縮小から0.3%の拡大まで差があった。世界全体では、年率換算での平均的な縮小率は1.7～0.5%となった。

賃金格差の縮小は、ほぼ例外なく賃金分布の上位層と下位層の両方で起きていた。しかし、平均して下位層よりも上位層で大きい縮小が見られた。世界全体では、D9/D5の比率（この比率は賃金分布の十分位間の比率のことである。例えばD9/D5の比率は、第9十分位層の上限（90%に相当）の賃金を賃金分布の中央値（つまり50%に相当する第5十分位層の上限）で割った値）で計算した賃金格差（上位層における賃金格差を測る指標）は、平均で年に0.6%縮小。D5/D1の比率（下位層における賃金格差を測る指標）で計算すると、縮小率は年に0.5%となった。国別に見た賃金分布の各十分位における実質賃金の上昇を分析すると、国の全ての所得グループで平均して上昇スピードが下位の十分位でより速く、中位で遅くなり、十分位の階層が上がるにつれてさらに遅くなることが明らかになった。これは賃金格差の縮小傾向を示す分析結果である。

世界の賃金分布における賃金格差が縮小

2021年における世界の賃金分布に関して、各国の被用者の時間給を共通の通貨価値に換算した上でランク付けを行ったところ、高い水準の賃金格差が明らかになった。この分布を見ると、賃金労働者の大部分が賃金分布のうち非常に低い方の層に集中し、賃金労働者のごく一部が高い層に分布していることが明らかになった。2021年には、世界的に常勤賃金労働者の下位10%が購買力平価（PPP）ベースで月収250米ドルを下回っていた一方で、上位10%が4,199米ドルを上回っていた。中央値は846米ドル。

本報告書では、賃金労働者全員が世界全体で1つの国に属しているという仮定で分析しているが、実際には、低所得国、中所得国、高所得国の賃金労働者は世界の賃金分布のそれぞれ下位、中位、上位に集中している。異なる所得グループの国に属している賃金労働者の間では賃金水準に大きな違いがあり、このことは低所得国、中所得国、高所得国における賃金の中央値がそれぞれPPPベースで201米ドル、630米ドル、3,333米ドルというデータにも裏付けられている。これは、中央値の賃金を得ている労働者で比較した場合、高所得国と比較して低所得国の購買力は約6%、中所得国は20%以下であることを意味している。所得水準が異なる国の間でこうした著しい不均衡があるために、世界の賃金分布で大幅な格差が見られることが分かる。

世界の賃金分布を2006年と2021年で比較すると、推計上は、世界的にこの期間で実質賃金が賃金分布全体で上昇した一方で、賃金格差は縮小したことが分かる。実質賃金の中央値は、常勤の場合にPPPベースで2006年の月額525米ドルから2021年の月額825米ドルまで上昇したが、賃金格差の水準はD9/D1の割合で見ると28%縮小した。世界の賃金分布の上位層と下位層それぞれにおける賃金格差の変遷を見ると、下位層における格差（D5/D1の比率）が対象期間中に11%拡大した一方で、上位層における格差（D9/D5の比率）は同じ期間中に35%縮小したことから、全体としての賃金格差は縮小したことが明らかになっている。

非賃金労働者を分析に加えることで労働所得格差は拡大

低所得国と中所得国について賃金格差ではなく労働所得格差について分析を行うことで、より完全に政策的妥当性のある対策を立案することができる。これは、非賃金労働者（使用者、自営業者、自営業の家族の手伝いを行う労働者や労働者協同組合の組合員）が労働者の中で大きな割合（場合によっては大多数）を占めているためである。理想を言えば、労働所得格差について研究する際には全ての種類の非賃金労働者を含むべきである。しかし、データ上の制約のために、自営業の家族の手伝いを行う労働者は分析から除外しており、このため労働所得格差の過小評価、特に低賃金労働者における女性の高い比率の過小評価につながる可能性が高い。

約50カ国における2020年前後以降から直近までの入手可能なデータを見ると、低所得国と中所得国において就労者の大勢を占めるのは非賃金労働者だが、高所得国ではそうした労働者は少数派である。低所得国では、自営業者とその手伝いを行う家族労働者（大多数は女性）が主流であり、賃金労働者は賃金分布において全ての十分位に存在しているものの、労働所得分布の上位層に位置している場合が圧倒的に多い。低中所得国の大多数で自営業者の割合が賃金労働者よりも大きく、労働所得分布のほとんどの十分位で賃金労働者の占める割合は30～40%となっている。高所得国では、賃金労働者の割合は全体の50～90%であり、労働所得分布のほとんどの十分位で労働者の過半数を占めている。

ほとんどの国で、労働所得分布における男性と女性の割合に明らかな格差が生じている。まず、極めて大多数の国々で、賃金雇用されている女性の割合は労働所得分布の全体にわたって男性よりも小さい。また、同じくほとんどの国において、労働所得分布において低所得から高所得に進むにつれて賃金雇用されている男性の割合が増える。加えて、分析に非賃金労働者を加えると、国の所得グループの全てにおいて1時間当たりの収入の男女間格差は全体的な男女間の賃金格差よりもさらに大きくなる。全体として、低所得国と中所得国では女性の大部分が自営業者として生計を立てていることが推計により裏付けられているが、自営業者は労働条件が通常よりも悪いインフォーマル経済における雇用と関連づけられることが多い。

フォーマル雇用とインフォーマル雇用を比較すると、ほとんどの国でフォーマル賃金雇用の労働者が労働所得分布の上位層にあることをデータは示している。対照的に、自営業者は本報告書で扱っているほぼ全ての新興国・開発途上国で圧倒的にインフォーマル雇用であり、ほとんどの場合労働所得分布の下位層に位置する。男女間賃金格差の場合と同様に、分析に非賃金労働者を加えると、特に低・高所得国においてフォーマル雇用とインフォーマル雇用における労働者の収入格差は拡大することになる。全体として、低所得国と中所得国ではインフォーマル雇用の労働者は自営業者で労働所得分布の下位層に含まれていることをエビデンスは示しており、インフォーマル雇用がより劣悪な労働条件と明らかに結びついていることを裏付けている。

非賃金労働者は時給による労働所得分布の下位層に占める割合が過剰に大きいこと、また、女性やインフォーマル労働者の比率が過剰に高いことを考慮すると、非賃金労働者を分析に加えることで格差が拡大する結果になることに驚きはない。こうした結果は、今回分析を行った国の所得グループのうち3つ（低所得、低中所得および高中所得）に含まれる大多数の国々に当てはまる。低所得国では、推計上は低収入の労働者は17～26%であるが、非賃金労働者を加えると19～47%まで上昇する。低中所得国では、同様の形で低収入の労働者は3.4～28%から5～51%、高中所得国では2～29%から5～41%に増加する。格差を測る他の指標を用いた場合でも、類似した結果が得られている。

非賃金労働者を分析に加えることで格差の測定値は拡大するとはいえ、この3グループの全て（特に低中所得国と高中所得国）において、大半の国で21世紀第1四半期に労働所得格差が縮小してきたことをデータは示している。例えば、低中所得国では、低収入の労働者の減少率は毎年4～11%の割合、高中所得国では0.1～11%だった。パルマ比率を用いて変化を推計しても同等の結果になった。

▶ 第3部：今後の見通し

今世紀初頭以降に大多数の国々で賃金と労働所得の格差が縮小してきたという調査結果は格差を測るさまざまな指標が裏付けているが、格差の変化を測定し推計する上でデータ面の課題があるため、こうした調査結果を確認するためにさらなる調査研究が必要である。世界中の大多数の国で、例えば労働力調査、事業所調査、さらには世帯調査、支出調査といった形で、格差について分析する際に用いるデータを統計担当部局が収集している。こうしたデータは、格差に関する近年の傾向を研究する上で重要な情報源となっている。しかし、こうしたさまざまな情報源にはそれぞれ長所と短所があり、やむを得ないことではあるがデータ収集の頻度も国により異なっている。賃金と労働所得の格差に関する世界的・地域的な傾向についての理解を深め、そうした変化をもたらす要因を明らかにするために、さらなる調査研究が今後必要となる。

21世紀第1四半期に賃金格差の縮小が見られたとはいえ、賃金格差は現在も（労働所得格差についてはなおのこと）依然として容認できないほどの高い水準であることを本報告書は明らかにしている。高所得国では労働者の大多数が賃金労働者であり、賃金格差の縮小が全体的な世帯所得の格差の縮小につながった。低所得国では、賃金労働者は全労働者の中で依然として少数派であり、中所得国の多くでも雇用全体の半分未満である。本報告書による世界の賃金分布の分析では、今世紀に入ってから賃金格差が世界的には縮小してきたとはいえ、賃金分布の下位層ではむしろ拡大しており、その主な原因が低所得国における実質賃金の上昇率の低さであることを明らかにした。今後世界の賃金格差が縮小していくかどうかは、そうした低所得国における賃金水準の改善にかかっている。また、より広い観点から極めて多くの非賃金労働者を分析に含めると労働所得格差が大幅に拡大していることも本報告書の分析結果が示している。

賃金格差を解消するための戦略を策定する際に、賃金政策と制度を強化し、また低賃金の根本原因に対処することを各国政府は検討すべきである。最近ILOが開催した賃金政策（生活賃金を含む）に関する政労使三者間の専門家会合における結論は次の通りである。

- ▶ 団体交渉、または三者間の社会対話を通じた法定最低賃金の決定、あるいはその両方を、賃金の設定・調整のために適切な方法とするべきである
- ▶ 賃金の設定に当たって、経済的要因と労働者やその家族のニーズの両方が考慮されるべきである
- ▶ 賃金政策と賃金設定の仕組みにより、男女平等、公平性、差別撤廃を推進すべきである
- ▶ エビデンスに基づくアプローチのために、信頼性の高いデータ・統計を利用すべきである
- ▶ 低賃金に関する各国の状況とその根本原因について考慮すべきである

従って、各国政府は戦略の策定に当たり、賃金設定の枠を超えてより広く生産性の向上といった観点も含めるようにすべきである。具体的な方策としては、起業や持続的な企業運営を可能にする環境の構築、資金調達の機会の改善、技術革新や技能開発に対する強力な公的支援などの実施が挙げられる。同時に、強固で効果的な労働市場の制度や社会対話を通じて、特に賃金分布の下位層に位置する労働者に対して、生産性の向上が賃金の上昇につながるように支援することができる。各国の実際の状況に応じて、賃金格差を縮小させるためにさまざまな政策対応が必要となる。国レベルでエビデンスに基づく政策を設計する上で有益なのは、統計データの改善、ならびに格差の根本原因とその変遷を理解するための各国固有の事情を踏まえた詳細な研究である。

最後に、世帯所得の格差を縮小するためには、各国における税制や社会的移転の制度を通じた所得再分配も必要になる。そうした制度によりどの程度の再分配を行うのかは数多くの要素に基づき決定される。例えば、税の賦課・再分配の金額、税制度の累進制（高所得者であるほど所得に対する税率が上昇する仕組み）、社会的移転により低所得世帯が高所得世帯よりも恩恵を受ける度合いなどが挙げられる。開発途上国では、課税や社会的移転による再分配の幅は比較的限定されている。本報告書が示すように、労働収入が賃金労働者よりも少なく、インフォーマル労働者であるケースが圧倒的に多い自営業者の割合が大きいためである。従って、生産性、ディーセント・ワーク、インフォーマル経済のフォーマル化を併せて推進する政策や措置が必要である。